

国民健康保険税を納めないとうなるの

国保は、いつ病気やけがをしても安心して医療を受けられるように、加入者全員でお金(国保税)を出し合って、必要な医療費を負担しているという助け合いの制度です。

災害など特別な理由もなく国保税を納めない方には、納めている方との公平性を維持するため、「短期保険証」や「資格証明書」を交付するなどの滞納措置がとられることになりません。

また、督促を受けたり、延滞金が加算されたりするだけではなく、滞納処分(財産の差し押さえなど)の対象になることがあります。

「短期保険証」とは 国保税を滞納している世帯に交付される、有効期限の短い保険証です。国保の給付を受けることはできませんが、更新のたびに納税相談を行っていただき、国保税の納付をお願いします。

「資格証明書」とは 国保税の滞納が1年続いた場合に、保険証を返還していただき、その代わりに交付する証明書です。「資格証明書」は国民健康保険に加入しているということを証明するだけであり、保険証のよ

うに1〜3割の負担で医療が受けられることができなくなり、かかった医療費の全額をいったん自己負担しなければなりません。後日、申請により医療費の7〜9割が払い戻されます。

さらに滞納が続くと「資格証明書」を交付されている世帯が、納期限から1年6か月経過しても滞納を続けている場合は、国保の現金給付(療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費など)の一部または全部が差し止められます。なお滞納が続く場合は、差し止められている現金給付の全部または一部が、滞納している国保税に充てられることとなります。

納付が困難なときはご相談ください。災害などやむを得ない事情により国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が認められることがあります。

また、分割納付などでもできる場合がありますので、滞納のまま放置をせず、早めにご相談ください。

問合せ先

・ 困市民窓口グループ

☎5211111(内線261・262)

・ 困収納グループ(納税について)

☎5211111(内線241・242)

衣浦地域職業訓練センター

8月開講講座

・ 受講予約は、募集期間をご覧ください。先着順で、定員になりしだい締め切ります。

・ 受講申込書を開講日に合わせて郵送します。必要事項を記入し、指定の期日までに受講申込書と受講料を当センターまで直接お持ちください。指定期日は、申込書に添付してあります。

・ 受講料はお返しできません。ただし、当センターの都合により講座が開講できない場合は、お返しします。

・ テキスト代教材費は、受講料に含まれておりません。金額などは、問い合わせください。

・ 受講人数により、開講できない場合がありますので、ご了承ください。その場合は、当センターより連絡します。

問合せ先

衣浦地域職業訓練センター

(衣浦技能アカデミー)

☎5215311

衣浦地域職業訓練センター 8月開講講座受講生募集

コース名	回数	開講日	開講時間	受講料	定員	募集期間
★韓国語講座★ 初心者の方を対象に、ハングル文字の読み書きや、簡単な基礎会話を学びます。						
韓国語初級コース	全10回	8月4日～10月13日 (毎週水曜日)	10:00～12:00	20,000円	15人	7月5日～7月20日
★大正琴講座★ 童謡から歌謡曲まで、幅広い曲を演奏します。音符を知らない方でも大丈夫です。						
初級コース		毎月第1・2・3土曜日	10:00～11:30	月謝 3,000円	20人	随 時
★アートフラワー講座★ コサージュ、ブーケなど、白い布を染めて四季折々の花を作ります。						
初級コース		毎月第1・3土曜日	10:30～12:30	月謝 2,000円	20人	随 時
★英国風・バラのある暮らし講座★ さまざまなバラを使って、バラの楽しみ方を学びます。8月は、バラの石鹸を作ります。						
英国風・バラのある暮らし		毎月第2金曜日	10:00～12:00	月謝 2,000円	20人	随 時